



町会掲示板設置等補助金

町会が情報発信等に活用している屋外掲示板の設置等に必要な経費の一部を補助します。

●補助対象経費

- ・掲示板の新設工事費、建替工事費又は修繕費

●補助金額

- ・補助率 2 分の 1
- ・1 町会あたり最大 3 万円

町会活性化支援補助金

町会等が主体となって行う課題解決や活性化に向けた取組に対し補助します。

●補助金額

- ・補助率 10 分の 9
- ・新規団体…上限額 5 万円
(複数町会、地区町会連による申請… 5 万円 × 町会数または 15 万円のいずれか少ない額)
- ・平成 30 年度に本補助金の交付を受けた団体…上限額 3 万円
(複数町会、地区町会連による申請… 3 万円 × 町会数または 9 万円のいずれか少ない額)

概要は裏面をご覧ください。

詳しくはお問い合わせを。

市民協働課（市役所 2 階）☎35-1664

町会活動を 支援します

～町会活性化支援事業～



掲示板

1) 町会活性化支援補助金

補助事業者	①町会 ②複数の町会により構成された団体 ③地区町会連合会 ④町会が設立されていない地域において地域の住民等により町会の設立に向けた活動を行うために結成された団体
補助対象	下記のいずれかに該当する新規事業及び平成30年度の補助対象事業（継続事業） ①町会役員等の成り手不足解消への対策事業 ②町会行事への参加者を増やすための対策事業 ③町会加入者を増やすための対策事業 ④町会青年部等町会活動の活性化に向けた組織を設立する事業 ⑤町会が小規模であること、町会住民が高齢化していること等により、単独での行事の実施が難しくなっている町会が、近隣の町会と合同で行う上記①～③までの事業又は町会を越えた住民の交流事業 ⑥新たな町会の設立に向けて取り組む事業
補助対象経費	謝礼／旅費・宿泊費／消耗品費及び原材料費／食糧費／燃料費／印刷製本費／通信運搬費／保険料／使用料及び賃借料／その他市長が認める経費
補助金額	補助率10分の9 ・新規団体…上限額 5万円（複数町会又は地区町会連合会による申請… 5万円×町会数又は15万円のいずれか少ない額） ・平成30年度に本補助金の交付を受けた団体…上限額 3万円（複数町会又は地区町会連合会による申請… 3万円×町会数又は9万円のいずれか少ない額）
申請期限	平成31年11月29日（金）

2) 町会掲示板設置等補助金

補助対象経費	屋外掲示板の新設工事費、建替工事費又は修繕費 ※既存掲示板の撤去のみ又は移設のみに係る費用は対象外。 ※当該補助事業への協賛金等収入がある場合は、これを補助対象経費から控除。
補助金額	補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1（1,000円未満の端数切り捨て）又は3万円のいずれか少ない額
申請書類	・交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第2号） ・収支予算書（様式第3号） ・掲示板の図面（修繕の場合を除く） （形・おおよその大きさ・材質などがわかるもの。カタログのコピーも可） ・見積書の写し ・掲示板の設置場所を明示した配置図 ・掲示板の設置場所の使用権原を証明できるものの写し（掲示板の設置場所が私有地の場合） ・掲示板の現況を明示した写真（新設の場合を除く） (掲示板全体を映したものと、修繕したい部分のもの両方)
申請期限	平成31年5月31日（金）
その他	・交付決定を受けるまで工事に着手できません。交付決定を受ける前に工事に着手した場合は、補助金の交付を受けられなくなります。 ・同一町会が年度内に申請できる補助事業は、一事業です。